# 刑罰を与えるばかりでなく

## よりよく生かしあう司法

### 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会(そばの会)

「治療的司法」という言葉を聞いたことがありますか?

犯罪を犯した人に対して、「刑罰」よりも、「その人が抱える問題の解決」を図ることによって、再犯の防止につなげようという考え方に基づく司法制度だそうです。6月10日に「治療的司法研究センター」の設立記念講演会が成城大学でありました。

#### **★** ☆ ★

元厚生労働省事務次官の村木厚子さんの『罪を犯した人のことを考える―再犯防止は支援が鍵』と題した 講演をはじめ、「クレプトマニア」と呼ばれる窃盗(いわゆる万引き)常習者や、薬物依存症の人たちの弁 護にたずさわる人たちからの事例報告などがあり、いろいろ考えさせられました。

#### $\star \Leftrightarrow \star$

村木さんは、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局長だったときに、全く身に覚えのない事件で逮捕・起訴され、2010年、無罪判決を得た方です。164日間も大阪拘置所に勾留されていた経験が、そこで接した「犯罪者」たちの姿―ごく普通にみえる少女たちが、覚醒剤や売春といった違法行為に至ったのはなぜだろう、と考えるきっかけになったそうです。

そんな「犯罪者」たちを刑務所に入れるだけでは、いっそう出所後の居場所をなくし、再犯に追いやるばかりではないか。そんな思いで「若草プロジェクト」という支援活動をされているそうです。

### $\star \Leftrightarrow \star$

昨年暮れに「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立、施行されています。その法律の基本理念は、第3条で「再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することが困難な状況になることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。」とされています。

これが法務省の基本的な姿勢だというのですが、一方で進められている「共謀罪」をはじめとする様々な 厳罰化の動きとはどう関係するのでしょうか。

「罪を憎んで人を憎まず」という言葉があります。「死刑」に代表される極刑や重罰を求める心が、かえって犯罪を増殖させていることはないでしょうか。